

令和7年度 改正派遣法に基づく情報公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{①派遣料金の平均額} - \text{②派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{①派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

株式会社アルファテック

弘前営業所

〒036-8045 青森県弘前市野田1-9-9 丸二ビルⅢ 2F

1.労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 （1日8時間当たりの平均）	②派遣労働者の賃金 （1日8時間当たりの平均）	マージン率
50 名	5 社	16,106 円	11,442 円	29.0%

※賃金には、給与・手当・賞与等を含みます。

※マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等）なども含まれております。

2.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項・教育訓練に関する事項

①【 キャリアコンサルティングの相談窓口 】

担当者名： 水上 タ子 TEL： 0172-88-6187

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の訓練を実施します。

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
ビジネススキル・マナー研修	入社時	OFF-JT	無償	有給
リーダー研修	派遣中	OJT	無償	有給
ワークショップ	派遣中	OFF-JT	無償	有給

3.福利厚生に関する事項

育児休暇・介護休暇取得制度

資格取得支援制度

健康診断、交通費補助

etc

4.労使協定締結の有無

労使協定を締結して（ いる 、 いない ）

労使協定を締結している場合は、

・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（ 製造・搬入・販売・農業の業務に従事する者 ）

・労使協定の有効期間の終期（ 令和8年3月31日 ）